

会計年度任用職員の募集

- 1 業務内容 2 勤務時間 3 要件 4 募集人数
5 賃金 6 申込方法 7 申込期間 8 申込先・問合せ
※保険・選考方法等は問合せください
※任用形態によって併願できない場合があります

事務補助員（障がい者対象）

1 事務補助（電話対応、軽作業、エクセル・ワードなどの入力作業等） 2 平日午前8時30分～午後5時15分までのうち7時間勤務（週5日）を基本として、短時間勤務等も対応可（時給） 3 障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 4 若干名 5 月給 136,416円（35時間/週）、時給 928円～（※勤務時間により変更あり） 6 履歴書に写真を貼り、障害者手帳等の写しを添えて申込先へ持参または郵送 7 6月15日（水）まで 8 総務課 ☎ 43-5001

日直員

1 土曜日・祝日・年末年始の市役所日直業務（電話対応、戸籍届出の受付など） 2 午前8時30分～午後5時15分（1日7時間45分、月2回程度 ※要相談） 3 高校卒業以上、普通自動車運転免許 4 若干名 5 時給 928円 6 履歴書に写真を貼り、資格証等の写しを添えて申込先へ持参または郵送 7 6月15日（水）まで 8 総務課 ☎ 43-5001

お知らせ

参議院議員通常選挙等のお知らせ

☎ 市選挙管理委員会事務局 ☎ 43-5004

◆投票所への移動支援
同居家族等の支援がなく、歩

参議院議員通常選挙が7月に予定されています。投票日や期日前投票の期間は、決まり次第、市ホームページ、さんさんネットコミュニティチャンネルのデータ放送などお知らせします。公示日の翌日以降には、投票所入場券、新聞折込みチラシなどでもお知らせします。また、選挙管理委員会では、次のことについて、希望者の申込等を受け付けています。詳しくは市ホームページをご覧ください。どうか、お問合せください。

◆投票所入場券への点字表示
視覚に障害のある人が投票所入場券を認識できるように、選挙名と「投票所入場券」という文字を表示した点字シールを貼った封筒に入場券を入れて郵送します。

行や自家用車での移動が困難な市内在住の選挙人を対象に、タクシーにより無料で自宅から投票所までを送迎する移動支援を実施しています。



選挙日程関係



申込関係

お知らせ

新型コロナワクチン接種について

☎ 南あわじ市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎ 43-5671 / 健康課 ☎ 43-5218



市ホームページ

新型コロナウイルスの接種を実施しています。接種の対象となる人に順次、接種券・予約案内などを送付しています。詳しくは市ホームページまたは案内文書をご覧ください。

▽接種方法
市内医療機関での個別接種
▽接種方法
ファイザー社製、5～11歳用
※12歳以上の人向けのワクチンとは用法・用量が異なる製剤です。3週間の間隔をあけて、合計2回接種します

▽接種方法
市内医療機関での個別接種
▽接種方法
ファイザー社製または武田/モデルナ社製

※12歳～17歳の人は、ファイザー社製ワクチンのみ接種可能となります
※詳しくは市ホームページまたは案内文書をご確認ください

1回目接種・2回目接種の予約受付
引き続き、満12歳以上の人の予約を受付しています。予約専用ダイヤルまたはインターネットでご予約ください。

市民の皆さまへお願い
15歳以下のお子さまのワクチン接種には、保護者の同意と立ち合いが必要となります。ワクチンの予防効果と副反応についてご理解いただいた上で、接種の判断をお願いいたします。

接種を受けるかどうかの判断は本人の意思に委ねられます。病気やアレルギーなど身体的な理由で接種を受けることができない人もいますので、それぞれの立場を尊重しましょう。

※接種に伴う効果およびリスクなどの詳細は、厚生労働省「新型コロナウイルスワクチンQ&A」ホームページを参考にしてください



お知らせ

児童手当制度の改正

☎ 子育てゆめるん課 ☎ 43-5219

現況届の省略
児童手当の受給者には、毎年6月に現況届を提出していただいていたが、令和4年6月以降は現況届の提出は原則省略となります。※書類の提出が必要な一部の受給者には、6月初旬に関係書類を郵送しますので、6月30日（木）までに手続きをお願いいたします。届出が完了されないと6月以降の手当は差止めとなります

届け出が必要な変更事項の追加
従来の「氏名・住所変更届」に追加して、次の変更があった場合は必ず届け出てください。

1 受給者や配偶者の加入年金が変わったとき（公務員になったときを含む）
※詳しくは市ホームページをご覧ください

2 配偶者の氏名・住所が変わったとき
3 婚姻または離婚したとき（離婚協議中の受給者が離婚したときを含む）
特例給付の支給にかかると所得上限限度額の新設
所得額が一定以上の人には、特例給付（児童一人あたり月額5000円）が支給されなくなります。受給者の所得が左表の1 A未満の人は児童手当を支給、2 A以上B未満の人は特例給付を支給、3 B以上の人は支給がありません。

なお、翌年度以降に所得上限限度額を再度下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要となります。

所得限度額	(単位：万円)	
	所得制限限度額 (A)	所得上限限度額 (B)
扶養親族等の数		
0人	622	858
1人	660	896
2人	698	934
3人	736	972
4人	774	1,010
5人	812	1,048



案内

点字および音声による「選挙のお知らせ」無料配布

☎ 兵庫県選挙管理委員会 ☎ 078-362-3101

兵庫県選挙管理委員会では、選挙や候補者に関する情報を点字または音声（朗読CD）にした「選挙のお知らせ」を、視覚に障害のある人に無料で配布しています。

対象の選挙
国政選挙、県知事選挙、県議会議員選挙

申込方法
参議院議員通常選挙での配布を希望する人は、郵便番号、住所、氏名、希望の種類（点字または音声）を電話、メールで兵庫県選挙

管理委員会までご連絡ください。

一度申込みをすると、以後の選挙からは自動的に郵送します。

申込み・問合せ先
兵庫県選挙管理委員会
☎ 078-362-3101
✉ shichoushinkouka@pref.hyogo.lg.jp



今月の納期限は6月30日（木）

1 市・県民税……【1期】

2 介護保険料……【2期】

※納付が困難な場合は、各担当課までご相談ください

(問) 1 税務課 ☎ 43-5213
2 長寿・保険課 ☎ 43-5217

ご自宅でのご会食・ご法要に
淡路島海上ホテルの
特製二段膳
五、二八〇円 (税込)
TEL.0799-52-1175
広告